

## 世田谷地区表彰規程

### (目 的)

第1条 本規程は、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区（以下「世田谷地区」という。）における地区表彰の基準を明確に定めることにより、表彰の公正な運用を期することを目的とする。

### (表 彰)

第2条 表彰は、世田谷地区の名をもって行う表彰状授与並びに感謝状贈呈の2種類とする。  
(対象者)

第3条 表彰状の授与及び感謝状の贈呈は、次に掲げる者を対象とする。

(1) 表彰状は、ボーイスカウト日本連盟に加盟登録をしている個人で、世田谷地区に所属する団の成人指導者（デンリーダー及び補助者を含む。）または団委員若しくは育成会役員として奉仕した期間が通算して5年を経過した者

ただし、同一人による表彰は一回限りとする。なお、既に県連表彰または日連表彰を受賞している者については、対象から除くものとする。

(2) 感謝状は、ボーイスカウト日本連盟に加盟登録をしていない個人で、所属する団に対し多年にわたり奉仕され、特にその奉仕実績が顕著と認められる者

ただし、同一人に対する贈呈は、一回限りとする。

②団に所属しない部外者で、ボーイスカウト運動の主旨を理解し、世田谷地区または世田谷地区に所属する団のスカウト活動の伸展に著しく貢献したと認められる個人または団体

③前項の他、特に地区感謝状を贈呈するに相応しい行為または業績のあった個人または個人

(3) 前項②、③の規定による特別な行為または業績のあった個人または団体に対しては、その行為または業績ごとに贈呈することができる。

### (申 請)

第4条 表彰を受けようとする団は、別に定める様式の申請書により団委員長または育成会長名の名をもって地区協議会長あてに申請する。

### (選 考)

第5条 被表彰者の選考は、地区名誉会議が行うものとする。この場合において、地区名誉会議は、必要に応じて申請に関わる団の団委員長または育成会長の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (各団の留意義務)

第6条 各団は、被表彰者の申請にあたって第3条の基準に適合している場合であっても、その奉仕内容が実質的に乏しいときには、表彰申請を行わないなど表彰状、感謝状の権威を尊重するよう配慮しなければならない。

(記念品の併用)

第7条 地区名誉会議は、申請団からの要請があり、且つその必要を認めた場合には、感謝状に添えて相応の記念品の贈呈を承認することができる。この場合においては、記念品調達に要する費用は申請団が負担するものとする。

ただし、地区表彰状は地区の負担により記念品を添えて授与する。

(授与及び贈呈)

第8条 表彰状の授与及び感謝状の贈呈は、原則として地区協議会長が行うものとし、協議会長不在若しくは事故あるときは、協議会副会長、地区委員長、地区コミッショナー等、地区役員が代行するものとする。

ただし、地区協議会長の委任がある場合は、当該団の団委員長または育成会長が行うものとする。

(規格外事項)

第9条 本規程に定めのない表彰事項については、地区名誉会議で協議し決定するものとする。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、地区協議会の承認を要する。

付 則

(施行期日)

1. 本規程は、昭和49年4月25日に制定した世田谷地区表彰規定並びに同感謝状贈呈に関する規定を廃止したうえで、平成11年4月25日より実施する。